

経済再生担当  
新しい資本主義担当  
新型コロナ対策・健康危機管理担当  
全世代型社会保障改革担当  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
山際 大志郎 殿

厚生労働大臣  
後藤 茂之 殿

内閣官房長官  
沖縄基地負担軽減担当  
拉致問題担当  
ワクチン接種推進担当大臣  
松野 博一 殿

東京都知事  
小池 百合子

## 今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

現在、都内の感染状況は、病床使用率等が改善し、新規陽性者数も減少傾向にあることから、都は基本的な感染防止対策を徹底しつつ、社会経済活動との両立を図ることとしている。一方、今後、ワクチン接種効果の減衰や新たな変異株の流行等の懸念もあり、感染拡大にも留意していく必要がある。

都は、先般、これまでの新型コロナウイルス感染症との闘いの軌跡を振り返り、第1波から第6波までの特徴とこれまでの都の対応をまとめ、主な対策ごとに取組状況や成果と課題を整理したところである。

昨日、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議が、これまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題をとりまとめたが、今後、国としての対応を検討していくにあたり、国と都が緊密に連携し、実効性のある対策を講じられるよう、医療提供体制や感染防止対策等について、下記のとおり要望する。

### 記

#### 1 自治体等の意見を踏まえた諸制度の検討

今後、新型コロナウイルス感染症に関する法令や諸制度を検討していくにあたっては、これまでの取組の振り返りのほか、専門家の知見や感染動向、関係機関や自治体の意見なども踏まえながら進めていくこと。

さらに、専門家と政府、政府内での一元的な体制を構築し、都民・国民の混乱を招かないよう、方針を明確に伝えること。

#### 2 今後の感染動向に応じた全般的な対応方針の明確化等

感染拡大が懸念される場合は、その兆候を迅速かつ的確に把握し、ウイルスの特性に応じた全般的な対応方針やまん延防止等重点措置等の適用基準を速やかに明確化すること。その上で、各自治体が地域の実情に応じて様々な対応を講じることができるよう、財政措置等も含め具体策を検討し、基本的対処方針に反映させること。

### 3 適切な水際対策及びサーベイランスの確実な実施

#### (1) モニタリング・サーベイランス体制の構築

国による水際対策が緩和された中にもあっても、新たな変異株や感染症に関する必要な情報を迅速に収集・分析し、効果的な対策の構築・実施が行えるよう、サーベイランス体制を確実に構築すること。

#### (2) 変異株の発生等に応じた迅速な対応

旅行業者等による外国人観光客の健康観察やフォローアップの実施など、「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を、国の責任において旅行業者等に確実に遵守させること。また、海外で新たな変異株などが発生したときは、水際対策を含め、迅速に対応を強化すること。

### 4 検査・診療体制の確立等

#### (1) 今後の検査体制方針の明確化

全ての医療機関において発熱外来に対応できるようにするとともに、民間検査機関も含めた今後の検査体制に関する方針を明確に示すこと。また、感染拡大防止を図りながら社会経済活動を進めていくため、検査体制への支援の仕組みを確立すること。

#### (2) インフルエンザ等との同時流行への対応

インフルエンザをはじめとする他の感染症と新型コロナウイルス感染症との同時流行にも対応できる体制を構築すること。とりわけ、高齢者などハイリスクの方々へのインフルエンザワクチン接種を、国において進めること。併せて、新型コロナウイルス感染症の3回目ワクチン接種について、多様なワクチンの特性を踏まえ、更なる促進を図るとともに、高齢者などへの4回目ワクチンの接種体制について支援を行うこと。

### 5 医療を確実に提供するための取組の強化

#### (1) 医療提供体制の在り方の明確化

医療資源を有効活用するため、症状やリスク等に応じた適切な医療が確実に提供されるよう、医療提供体制の在り方について国として明確な方針を示すこと。

#### (2) 医療機関の環境整備や人材配置への支援

救急医療を含む通常医療との両立を図りつつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においても確実に医療が提供できるよう、医療機関における環境整備や人材配置への支援、診療報酬の仕組みの整理など、必要な対応を行うこと。

#### (3) 高齢者の療養方針の明確化

高齢者の療養に関しては、疾病やADLの状況等を踏まえ、地域医療とも連携した適切な医療・看護が受けられるよう、国として明確な方針を示すこと。

(4) 医療機関による健康観察の仕組みの構築

外来診療により対応している新型コロナウイルス感染症患者については、医療機関による継続的な健康観察を支援する仕組みを構築すること。

(5) 保健所との連携強化等

ア 自治体と保健所の円滑な連携に向けた仕組みの整備

緊急時や感染拡大時にも、自治体と保健所が円滑に連携できるよう、仕組みを整えること。

イ 医療機関によるHER-SYSの入力及び保健所のDXの推進

医療機関によるHER-SYSの入力を国として推進するとともに、システムの改善等に際しては、ユーザーである自治体や医療機関等と十分な対話を行いながら進めていくこと。保健所の業務負担の軽減につながるDXの推進に向けた財政支援を行うこと。

(6) 医療用物資等の供給・開発

ア 医療用物資の戦略的な確保

検査キットやワクチン、防護服など、感染症医療に必要な医療用物資について、確実に供給を行えるよう、国においてサプライチェーンを把握し、戦略的に確保すること。

イ 国産の治療薬の開発支援等

国産の治療薬やワクチンの開発について、国として全面的な支援を行うこと。また、治療薬などについては、より利用しやすくなるよう、流通の改善を図ること。

(7) 医療人材の確保・育成

ア 感染症医療の専門人材の確保・育成

感染症に対応可能な医師・看護師等のほか、新たな感染症の発生初期段階から対応できる人材や、緊急時対応を行うことができる人材など、感染症医療の専門人材の確保・育成を推進すること。

イ 感染拡大時における医療人材確保への支援

感染拡大時には、臨時の医療施設等への医療人材派遣など、地域に必要な医療機能の確保のための支援を引き続き行うこと。

ウ 公衆衛生医師の計画的な育成

感染症への対応にあたり重要な役割を果たす専門職である公衆衛生医師の計画的な育成を進めること。

(8) 後遺症への治療法の研究・開発等

新型コロナウイルス感染症の後遺症については、国において治療法の研究・開発を進めるとともに、治療や相談支援等の体制整備を行うこと。

## 6 対策経費の全面的支援

これまで日本国内で累計 900 万人がり患し、3 万人を超える死者を発生させた今回の新型コロナウイルス感染症は、広域にわたり災害級の被害をもたらしたものとして国が対応すべきものであり、地方自治体や医療機関等における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費について、全額を国の責任において負担すること。